

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	生活支援体制整備事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適用した具体的理由	本事業の目的である高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備を推進するためには、本市の実情を把握し、市民活動への理解があり、地域のサービス提供者と連絡調整できるコーディネート機能を担うものでなければならず、地域における助け合いや生活支援サービスの提供を行うことを目的に設立された非営利活動法人は垂水市内に1つしかいないため。	
工事場所、履行場所 又は納入の場所	垂水市地域包括ケアセンター	
工 事 概 要 又は業務概要	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業の一部	
工 事 種 別 又は業務区分	委託事業	
工事期間、履行期限 又は納入期限	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神2606番地
	会 社 名	特定非営利活動法人 アユダール
	代 表 者 名	理事長 村野剛
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	5, 4 0 0, 0 0 0円（非課税）	
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を選定した理由	地域における助け合いや生活支援サービスの提供を行う目的で設立されたNPO法人で生活支援コーディネーター等が会員であり、本市の生活支援体制整備推進に必要な人材がそろっている同法人から見積書を徴し、契約の相手方とした。	

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	福祉課	
契 約 の 件 名	認知症地域支援・ケア向上事業業務委託	
随 意 契 約 の 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
当 該 随 意 契 約 を 適用した具体的理由	認知症総合支援事業は地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ全市町村で実施することとされているが、事業推進にあたり地域と密着した様々な活動を行うことが求められ、業務を委託するにあたっては認知症地域支援推進員が常駐することが必要最低条件となるが、条件を満たす事業所が垂水市内に1つしかないため。	
工事場所、履行場所 又は納入の場所	垂水市地域包括ケアセンター	
工 事 概 要 又は業務概要	介護保険法第115条の45第2項第6号に規定する事業	
工 事 種 別 又は業務区分	委託事業	
工事期間、履行期限 又は納入期限	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	
契 約 の 相 手 方	住 所	垂水市田神2606番地
	会 社 名	特定非営利活動法人 アユダール
	代 表 者 名	理事長 村野剛
予 定 価 格	非公表	
契 約 金 額	4, 4 0 0, 0 0 0円（非課税）	
契約の相手方の選定 経過及び当該相手方 を選定した理由	本市において認知症地域推進員が常駐する事業所は同法人しかないため、同法人から見積書を徴し、契約の相手方とした。	